

湯 浅 町 こ ど も 計 画(概要版)【案】

令和8年3月

湯浅町

計画策定に当たって

1 計画策定の背景及び趣旨

令和5年に施行された、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」に基づく「こども大綱」では、全てのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング※）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されており、行政を始め、地域社会全体でこどもたちの成長を支援していくことが求められています。

このような背景の中で、本町では、国や県の動向を踏まえながら「第3期湯浅町子ども・子育て支援事業計画」を令和7年3月に策定し、様々な子育て支援施策に取り組んでいます。

社会情勢の変化や国の法制度の変更、本町の状況やこども・子育て支援の進捗状況を踏まえ、新たに「湯浅町こども計画」を策定し、本町に住むこどもの健やかな成長や若者の活躍のための支援を通じ、本町における「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策の推進に取り組めます。

※「ウェルビーイング」とは
「well（よい）」と「being（状態）」からなる言葉。
身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

2 計画の位置付け

（1）計画の法的位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」であり、こども大綱及び和歌山県こども計画を勘案した、本町におけるこども施策についての計画です。また、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」を含めます。

さらに、「第3期湯浅町子ども・子育て支援事業計画」と合わせ、「湯浅町こども計画」として位置付けます。

（2）関連諸計画との関係

本計画は、「第四次湯浅町長期総合計画」を最上位計画、「湯浅町地域福祉計画・湯浅町地域福祉活動計画」を上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。

また、「湯浅町障がい者基本計画」、「湯浅町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等、関連計画との整合を図るものとします。

3 計画の期間

こども基本法においては市町村こども計画の計画期間が定められていませんが、「湯浅町こども計画」の一部として位置付けている「第3期湯浅町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間を鑑み、本計画の計画期間は令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

4 計画策定の体制

本計画の策定にあたって、子育て当事者等の意見を本計画へ反映するとともに、湯浅町におけるこども施策をこども及び子育て当事者の実情を踏まえた計画とするため、「湯浅町子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

また、小学校・中学校に通う児童生徒を対象に「子どもの生活実態に関する調査」を、本町に住む高校生から若者世代を対象に「子ども・若者意識調査」を実施したほか、こどもたちの生の意見を把握するため、湯浅中学校においてグループワーク形式のワークショップを実施したほか、子ども食堂（しらゆりキッチン）に来た親子へのヒアリングを実施する等、こどもたちや子育て中の保護者の意見・ニーズを広く聴取しました。

パブリックコメントの実施を通じて、広く町民の意見を集め、計画への反映に努めました。

事業、調査等	参加者・対象者等	役割
湯浅町子ども・子育て会議	保護者代表、有識者、事業者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者 等	こども計画の検討
子どもの生活実態に関する調査	・湯浅町立の小・中学校に通う小学5年生及び中学2年生 178 人 ・湯浅町立の小・中学校に通う小学5年生及び中学2年生の保護者 98 人	こどもたちの現状や意見の把握、こども・若者に関する支援ニーズの把握
子ども・若者意識調査	・湯浅町内在住の10歳～14歳 129 人 ・湯浅町内在住の15歳～39歳 436 人	
湯浅中学校ワークショップ	湯浅中学校に通う中学3年生の生徒	
子ども食堂ヒアリング	子ども食堂（しらゆりキッチン）に来た親子	
パブリックコメント	町民	こども計画案への意見提出

5 計画の対象について

本計画の対象となる「こども・若者」の範囲は、国が定めた「子ども・若者ビジョン」を勘案しつつ、本計画におけるこども・若者の定義や本町が実施する施策の対象範囲を鑑み、40歳未満とします。

また、本計画で「こども」の表記については、ひらがなを用いることとしていますが、法律や制度に準じる場合や固有名詞を用いる場合は、「子ども」・「子供」と表記することとします。

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本町の最上位計画である総合計画においては、まちの将来像として【歴史と人の温もりで支え合うまち 湯浅 ～いつまでも安心安全に住み続けられる未来の創造～】を掲げています。子ども・子育て支援については、「子ども・子育て支援の充実」、「経済的負担の軽減」、「結婚・就労に関する支援」の3つの施策の方向性の下で推進しています。

また、国においてはこども・若者や子育て世帯をめぐる社会情勢の変化に伴い、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して「こども基本法」を制定するとともに、「こども大綱」を閣議決定し、国全体で「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

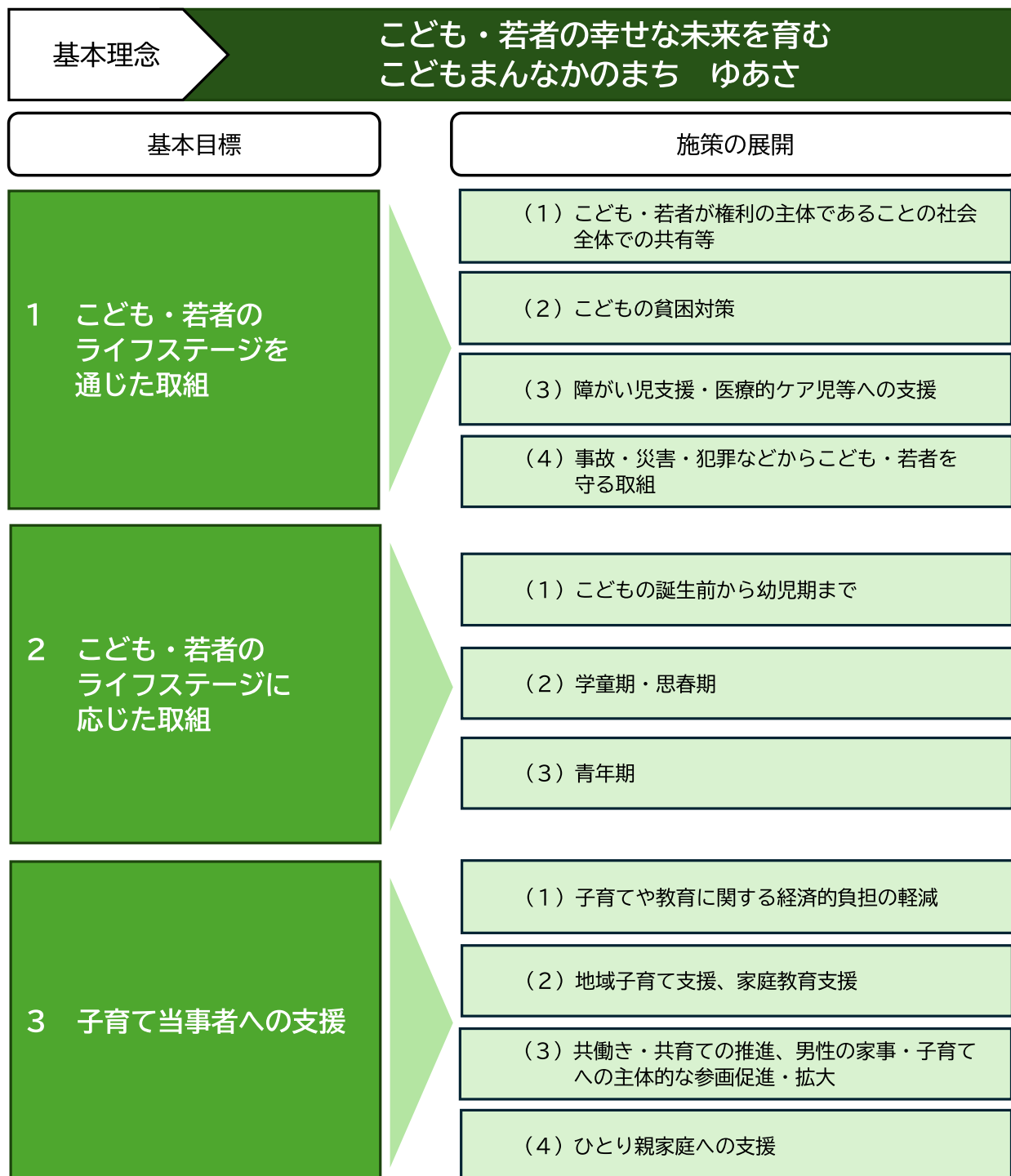
本計画においては、湯浅町のこれまでの取組や上位計画の方向性、また国の目指す「こどもまんなか社会」の考え方を踏まえ、計画の基本理念を次のように定めます。

◆基本理念

こども・若者の幸せな未来を育む
こどもまんなかのまち ゆあさ



2 施策体系



施策の展開

1 こども・若者のライフステージを通じた取組

こども・若者に対する支援は、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

こどもや若者、子育て当事者が持つ多様なニーズに切れ目なく対応し、十分に支援するための取組を推進します。

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	全てのこども・若者に対して、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を通じて普及啓発に取り組み、こどもや若者が、自らが権利の主体であることを広く周知します。
(2) こどもの貧困対策	貧困による困難をこどもたちが強いられないことがないよう、経済的な課題を抱える方の生活相談を実施し、貧困の解消に向けた取組を推進します。
(3) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	障がいのあるこども・若者や、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、発達や将来の自立、社会参加を支援します。
(4) 事故・災害・犯罪などからこども・若者を守る取組	こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下で、交通安全対策、防災対策、防犯対策等を推進します。

2 こども・若者のライフステージに応じた取組

こどもや若者に対する支援を推進するにあたり、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

こどもたちの心身の成長や、若者の将来の生活を支援するため、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、ライフステージ別に、それぞれの状況に応じた施策を展開します。

(1) こどもの誕生前から幼児期まで	①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 妊娠・出産に関する正しい知識の普及、相談体制の強化、産前・産後の支援の充実など、妊娠期から出産、乳幼児期、就学までの切れ目ない支援を推進します。
	②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じ、一人一人のこどもの健やかな成長を支えます。
(2) 学童期・思春期	①居場所づくり 全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。
	②成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 こどもたちが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自立に向けて必要となる資質・能力を身に付けることができるよう、教育支援を行います。

(2) 学童期・思春期	③いじめ防止 全ての学校において、いじめ防止に資する取組や、いじめの未然防止教育を推進等、いじめ防止対策の強化を図ります。
	④不登校のこどもへの支援 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、学習支援等、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。
	⑤体罰や不適切な指導の防止 教職員による体罰や不適切な指導等について、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進します。
(3) 青年期	①高等教育の修学支援 若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を実施します。
	②結婚を希望する方への支援 希望する方が結婚できるよう、出会いの機会・場の創出支援等について関係機関と連携し支援の充実を図ります。

3 子育て当事者への支援

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

子育てに関する様々な不安を解消し、こどもと向き合いながら、安心して子育てをすることができるよう、支援の充実を図ります。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	妊婦のための支援給付、幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、妊娠・出産・子育てにかかる支援給付や幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を実施します。
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象とし、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。 保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。
(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。 男性の家事・子育てへの参画の促進に向けた啓発を行う等を通じ、子育ての負担が女性に一方的に偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めます。
(4) ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

4 成果指標

基本理念及び本町における「こどもまんなか社会」の実現に向けた達成状況をはかるため、以下の項目を評価指標として設定します。

評価指標名	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
「今の自分が好きだ」と回答したこども・若者の割合（こども・若者意識調査）	10～14歳：75.9% 15～39歳：69.3%	10～14歳：85.0% 15～39歳：80.0%
湯浅町を、「こどもや若者が希望を持って暮らしていけるまち」だと思うこども・若者の割合（こども・若者意識調査）	10～14歳：67.4% 15～39歳：37.9%	10～14歳：80.0% 15～39歳：60.0%
湯浅町は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うこども・若者の割合（こども・若者意識調査）	10～14歳：62.8% 15～39歳：37.6%	10～14歳：80.0% 15～39歳：60.0%
地域の行事に参加したことがないこどもの割合（こどもの生活実態調査：こども向け）	14.4%	0.0%
子ども食堂（しらゆりキッチン）の認知度（こどもの生活実態調査：こども向け）	69.5%	80.0%

計画の推進に向けて

1 こども・若者の社会参画・意見反映

本町においては、こども基本法に基づき、こども・若者に対するアンケート調査や懇談会の実施、子ども・子育て会議への若者世代の登用など、こども・若者が意見を表明し、社会に参画できるような機会の創出に取り組みます。また、多様な意見を施策に反映できるような仕組みづくりについて検討します。

2 計画推進体制及び計画の進行管理

計画の推進にあたっては、健康推進課が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて状況の把握・点検を行い、評価を実施します。

計画の点検・評価については、PDCAサイクルの考えに基づき行います。

なお、湯浅町子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策等の見直しを図ります。

湯浅町こども計画【概要版】 令和8年3月

（発行）湯浅町 （編集）健康推進課
〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木 668 番地 1
電 話 0737-65-3008 F A X 0737-65-3006